正　　誤

令和五年三月二十三日（号外第五十七号）公布総務省令第十八号（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三〇ページ改正後欄中

「

設備管理部門の基礎的電気通信役務原価			
	うち第一種公衆電話機台数削減費用	うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	

」は

「

設備管理部門の基礎的電気通信役務原価			
	うち第一種公衆電話機台数削減費用	うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	

」の誤り。

本紙：令和5年4月24日より引用しております。